

ラグビーワールドカップ 2019 静岡県開催に係る交通輸送基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

ラグビーワールドカップ 2019 静岡県開催に係る交通輸送基本計画策定業務委託

2 業務の目的

ラグビーワールドカップ 2019（以下、RWC2019 という。）開催時に観客が安全かつ円滑に会場に到着し、帰途につくとともに、地域住民の生活への影響を最小化する交通輸送業務を実施するため、平成 29 年 6 月のラグビー日本代表戦の交通輸送業務の課題を踏まえた一般観客の輸送に係る交通輸送基本計画の策定業務を委託する。

3 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日まで

4 ラグビーワールドカップ 2019 エコパスタジアム開催試合の概要

- (1) 平成 31 年 9 月 28 日（土）16:15 開始 日本 V アイルランド
- (2) 平成 31 年 10 月 4 日（金）18:45 開始 南アフリカ V イタリア
- (3) 平成 31 年 10 月 9 日（水）16:15 開始 スコットランド V ヨーロッパ地区代表
- (4) 平成 31 年 10 月 11 日（金）19:15 開始 オーストラリア V ジョージア

5 業務内容

(1) 輸送手段別人数の設定

- ア 輸送手段の設定（鉄道、シャトルバス（駅・空港、パーク&バスライド）、タクシー、二輪車、徒歩・その他）
- イ 輸送手段別供給量（輸送能力）の検討
- ウ 輸送手段別人数の設定

(2) 輸送手段別交通輸送計画の作成

RWC2019 のエコパスタジアムにおける開催試合ごとに、一般観客の輸送手段別計画を検討する。

ア 鉄道

- (ア) J R 愛野駅及び J R 掛川駅の輸送方面別の既存輸送能力の把握

イ シャトルバス

(ア) 駅シャトルバス

- a 駅シャトルバス運行箇所の設定
- b 乗降バス・バス待機場設置場所案の作成
- c 会場側乗降場・待機場の設置場所案の作成
- d 輸送ルート案の作成
- e 必要バス台数の算出

(イ) パークアンドバスライドシャトルバス

- a 臨時駐車場の候補地の設定
- b 臨時駐車場における乗降場及び待機場の設定案の作成
- c 駐車区画（台数）案の作成
- d 会場側乗降場・待機場の設置場所案の作成
- e 輸送ルート案の作成
- f 必要バス台数の算出

(ウ) 空港シャトルバス

- a 静岡空港からの既存のアクセス状況把握
- b 空港シャトルバスの必要性の検討
- c 運行が必要な場合の、乗降バース・バス待機場設置場所案の作成、会場側乗降場・待機場の設置場所案の作成、輸送ルート案の作成、必要バス台数の算出

ウ タクシー

- (ア) 会場側乗降・待機場所の設定案の作成

エ 二輪車（自転車・バイク）

- (ア) 二輪車駐輪場の設定案の作成

(3) 課題抽出、対応案作成

(1) から (2) 及び平成 29 年 6 月のラグビー日本代表戦の交通輸送業務の課題に基づき、輸送及び交通上の課題を抽出し、その課題に対する対応案を作成する。

6 成果品の納入

本業務の成果品は、以下のとおり納入するものとする。なお、成果品にかかる一切の権利は委託者に帰属するものとする。

(1) 報告内容

上記 5 (1) から (3) における事項について、委託者の指示に基づき、報告書を作成すること。また、報告内容の概要を作成し、報告書に添付すること。

(2) 納入の方法

ア 報告書

- ・ A 4 判かつオフセットで両面にカラー印刷を基本とする。
- ・ 地図等については、A 3 判で片面にカラー印刷することを基本とする。
- ・ 文字の大きさ、ページ数は別途協議する。
- ・ 報告書はバインダー方式でファイルし、10 部を提出する。

イ 電子データ

上記アの報告書および調査において得たデータ一式を格納した CD-R 等の媒体を 2 部納品すること。なお、納品する電子データは以下によること。

- ・ Microsoft Word、Microsoft Excel 及び Microsoft PowerPoint のいずれかにより編集が可能な形式とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、委託者と別途協議するものとする。
- ・ 保存媒体は CD-ROM を原則とする。また、保存媒体及び収納ケースの表面には本件委託業務の委託年度及び業務名等を付記すること。

(3) 納入期限

平成 30 年 3 月 30 日 (金) までに完成品を納入すること。

(4) その他

成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

7 協議・打ち合わせ等

- (1) 受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告・連絡及び打ち合わせを行うこと
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、委託者の求めに応じて、適宜収集資料及び報告書の原案を提出すること。
- (4) 本委託仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、その都度委託者及び受託者が

協議して定めるものとする。

8 著作権

本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、委託者に引き渡した時点で、委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、受託者は、成果品に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用しないこと。

なお、委託者に組織改正等による変更があった場合には、著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には静岡県に帰属するものとする。

また、他の個人・企業等の著作にかかる文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。

9 委託内容の秘密厳守及び関係書類等の処置

受託者は、業務に係る内容が漏えいすることのないよう十分注意するとともに、データの管理体制について万全の措置を講ずること。

10 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、本業務の遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的に使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

また、受託者は、本業務の遂行を通じ知り得たすべての情報（公表された情報は除く。）を、本契約の物品検査終了後、適切かつ速やかに破棄することとする。

受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

11 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。
- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下、「協力会社」という。）が静岡県の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (4) 受託者は、前項の業務を再委託する場合は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。
- (5) 受託者は再委託を許可された場合は、再委託先に対して、受託者が遵守する義務を負う秘密保持に関する責務と同様の責務を課すこと。

12 その他

- (1) 受託者は、本仕様書、業務委託契約書及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたり公有地または私有地に立ち入る場合において、当該土地所有者等の承諾が必要なときは、委託者が当該所有者の承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 本業務の実施により、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (4) 受託者は、本件業務の趣旨を十分理解し、業務を進めること